

ID: 194

担当部署: 市民生活部 市民室 人権・男女共生課

処分の概要	使用料の返還承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例 第12条ただし書		
例 規 番 号	平成24年条例第38号		
【根拠条文】 (使用料の返還) 第12条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 【基準】 根拠条文及び芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則第8条の規定による。 (使用料の還付) 第8条 条例第12条ただし書の規定による使用料の還付は、次に定めるところによる。 (1) 全額を還付する場合 ア 使用者の責任でない事由により使用することができないとき。 イ 公益上又は市の都合により使用許可を取り消したとき。 (2) 使用料の5割に相当する額を還付する場合 使用者が使用日の14日前までに使用許可の取消しを申し出て認められたとき。 2 前項の還付を受けようとする者は、使用取消申請書に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第4条第3項に定める方法により許可を受けた者は、許可書の提示に代えて、職員に受付番号を申し出なければならない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日